

最高裁秘書第5858号

令和元年12月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

11月27日付け（同月29日受付，第014513号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
最高裁判所事件月表（令和元年10月分）（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和元年10月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		197	139	260	596		199	126	202	527		695	601	663	1959	5935	5684
民 事 総 数		164	118	229	511		166	112	168	446		602	482	551	1635	5047	4817
特別上告(テ) うち少額異議		1		1	2		3	2	2	7		1	1	1	3	57	57
								(1)		(1)						(7)	(7)
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		47	33	45	125		53	30	53	136		186	143	134	463	1458	1429
		(43)	(27)	(39)	(109)		(47)	(27)	(45)	(119)		(177)	(124)	(121)	(422)	(1300)	(1275)
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		59	41	55	155		68	41	66	175		238	182	176	596	1803	1772
		(43)	(27)	(39)	(109)		(46)	(27)	(44)	(117)		(178)	(124)	(122)	(424)	(1300)	(1278)
		(1)		(3)	(4)							(2)		(3)	(5)	(22)	(26)
再審(訴訟)(ヤ)												2	1	1	4	5	5
特別抗告(ク) (並行)		39	26	36	101		31	29	34	94		53	28	39	120	1018	1008
												(5)	(2)	(3)	(10)	(13)	(7)
許可抗告(許)		1			1			1		1		6	3	4	13	19	13
再審(抗告)(ヤ)		5	7	9	21		3		3	6		77	89	95	261	308	231
民 事 雑(マ)		12	11	83	106		8	9	10	27		39	35	101	175	379	302
行 政 総 数		33	21	31	85		33	14	34	81		93	119	112	324	888	867
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		10	6	10	26		13	4	14	31		20	25	27	72	288	292
		(9)	(6)	(9)	(24)		(12)	(4)	(13)	(29)		(17)	(24)	(25)	(66)	(254)	(260)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		16	10	13	39		18	7	15	40		35	36	45	116	355	355
		(9)	(6)	(9)	(24)		(12)	(4)	(13)	(29)		(17)	(24)	(25)	(66)	(254)	(260)
							(2)			(2)						(8)	(8)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)		6	5	6	17		2	3	3	8		7	4	7	18	90	95
																(1)	(2)
許可抗告(行フ)																1	2
再審(抗告)(行ナ)		1		1	2				1	1		31	31	25	87	99	71
行政 雑(行ニ)				1	1				1	1			23	8	31	55	52

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

(令和元. 1 1. 1 4 訟統印)

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和元年10月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済	
総 数		160	119	149	428		175	131	130	436		(68) 198	(43) 127	(74) 205	(185) 530	3364	3409	
訴訟事件	総 数		88	62	90	240		87	55	56	198		(68) 171	(43) 114	(74) 168	(185) 453	1728	1761
	第一審判決に対するもの うち裁判員関与																	
	控訴審判決に対するもの うち裁判員関与		88	62	90	240		87	55	56	198		(68) 171	(43) 114	(74) 168	(185) 453	1727	1760
	非常上告		3	6	6	15		5	7	11	23		(10) 11	(11) 12	(16) 19	(37) 42	133	150
	再 審																1	1
訴訟事件以外の事件	総 数		72	57	59	188		88	76	74	238		27	13	37	77	1636	1648
	再審請求		1	3	1	5		2	3	1	6		1	4	2	7	23	24
	上告受理申立て		1	1		2			1		1		1			1	21	21
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																	
	判決訂正申立て								1	1	2						7	8
	特別抗告申立て		25	18	27	70		28	19	32	79		10	4	19	33	683	684
	戻検観察再抗告				1	1		1	1	1	3				1	1	22	26
	費用補償請求 （上訴費用補償請求のあったもの）																	
	刑事補償請求								1		1						2	2
	訴訟費用免除申立て		4	4	1	9		4	4	2	10		3	2	2	7	85	82
	刑事嫌 罷取の裁判の取消し上 告事件		41	31	29	101		53	46	37	136		12	3	13	28	793	801

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
		民事上告		69	36	69
判 決						
決 定		69	36	69	174	
そ の 他						
民事受理		86	48	81	215	
判 決		2			2	
決 定		84	48	81	213	
そ の 他						
刑事上告		87	5	55	7	154
判 決						
決 定		69	4	51	6	130
そ の 他		18	1	4	1	24

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

うち裁判員関与
うち裁判員関与
うち裁判員関与
うち裁判員関与
うち裁判員関与

4. 上告既済事件の審理期間表

令和元年10月分

受理年度 審理期間 法廷別		総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
			元 年	30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	174	167	7				92	25	41	11	5			
	大 法 廷														
	第一小法廷	69	67	2				37	12	14	4	2			
	第二小法廷	36	36					19	6	8	3				
	第三小法廷	69	64	5				36	7	19	4	3			
民事受理	総 数	215	207	6	2			98	36	56	19	6			
	大 法 廷														
	第一小法廷	86	83	1	2			43	16	17	7	3			
	第二小法廷	48	48					20	11	11	6				
	第三小法廷	81	76	5				35	9	28	6	3			
刑事上告	総 数	198	194	4				49	120	23	2	4			
	うち裁判員関与	23	22	1				5	13	4		1			
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	87	84	3				27	47	9	1	3			
	うち裁判員関与	5	5					1	2	2					
	第二小法廷	55	55					9	39	7					
	うち裁判員関与	7	7					2	3	2					
第三小法廷	56	55	1				13	34	7	1	1				
うち裁判員関与	11	10	1				2	8			1				